

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日～ 令和7年2月28日までの3年間
2. 内容

目標1：従業員の育児休業制度について社内ルールを整備し、周知を図る。

<対策>

- 令和4年 4月～ 育児休業に関する社内ルールを検討する
- 令和4年 4月～ 社内ルールを規定化し、従業員に周知する
- 令和5年 1月～ 前年度の実績を元に運用ルールや周知方法を見直し、検討し、取得しやすい社内体制を整備する

目標2：妊娠・出産・育児を行う従業員（配偶者が妊娠、出産等する男性従業員を含む）のための相談窓口を設置し、面談等を行い従業員の意向確認とともに、取得促進を図る。

<対策>

- 令和4年 4月～ 従業員のための相談窓口を設置し、従業員に周知する
- 令和4年 4月～ 対象となる従業員と面談を行い、取得の意向確認等を行う
- 令和4年10月～ 産後パパ育休の開始に伴い、従業員に周知する
- 令和5年 1月～ 1人以上の従業員の育児休業（産後パパ育休含む）取得を目指す